

令和2年10月6日

布施薬剤師会
会長 山下 正洋 様

東大阪市長 野田 義和
(公 印 省 略)

令和3年度福祉医療費助成制度改正について(お知らせ)

平素は、本市医療助成業務に格段のご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、令和2年2月大阪府議会にて、福祉医療費助成制度の改正の議決を受け、本市におきましても、令和2年第3回定例会にて条例改正の議決がなされました。

つきましては、次の改正内容について、貴会の各医療機関等に周知していただきますようお願いします。

●精神病床への入院について(令和3年4月1日施行)

精神病床への入院について福祉医療費助成の対象とする

対象医療	対象者	精神病床入院の取扱い	
		令和3年3月以前	令和3年4月以降
重度障害者医療 (80270283) ひとり親家庭医療 (82280281) 子ども医療 (86270287)	平成30年3月以前からの対象者	対象(経過措置)	対象
	平成30年4月以降の対象者 ※医療証に『精神病床入院は対象外』とある方	×	対象

◇医療証に『精神病床入院は助成対象外』の記載がある方の医療証取扱い

【重度障害者・ひとり親家庭医療】

- ・令和2年11月更新時に『精神病床入院は令和3年3月31日まで助成対象外』に変更予定
- ・令和3年11月更新時に『記載なし』に変更予定

【子ども医療】 令和3年4月に『記載なし』に差替え予定

●住所地特例について(令和3年4月1日施行)

国保(国保組合除く)、後期の保険加入者について、住所地特例が適用される施設及び取扱いを国民健康保険法に準拠する

対象医療	対象施設(改正前)	対象施設(改正後)
重度障害者医療 (80270283)	障害者支援施設	病院、診療所、児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護保険施設、介護保険特定施設

◇令和3年4月時点で既に対象施設に入所等をしておられ、今回の改正により実施主体の市町村が変わる方については、次の医療証更新時(令和3年11月)から変更を適用

なお、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)につきましても、令和3年3月31日をもって経過措置の適用を終了しますので合わせてお知らせいたします。

対象医療	
(88270285) 老人医療 (89270284) (90270281)	令和3年3月31日をもって経過措置終了

<問合せ先>

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 市民生活部 医療助成課
電話 06-4309-3166(直通)